

令和4年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画

令和4年3月3日
全国海難防止強調運動実行委員会

1 運動の趣旨

海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者など、船舶運航に直接関わる者、ウォーターアクティビティ愛好者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民に対しても、海難防止思想の普及、高揚を図る必要がある。

また、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とした交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、中央交通安全対策会議において作成された第11次交通安全基本計画（令和3年度からの5か年計画）では、交通事故の防止は、国、地方公共団体、関係民間団体だけでなく、国民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題とされている。さらに、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、もって経済社会の発展及び国民生活の安定向上を図ること等を目的とした海洋基本法（平成19年法律第33号）に基づき、閣議決定された海洋基本計画（平成30年からの5か年計画）においても、施策の基本的な方針として、海洋の安全保障に関する施策の推進及び海洋人材の育成と国民の理解の増進等が定められている。

これらの趣旨を踏まえ、国土交通省が広く国民の「海」に対する理解と認識を高めることを目的として、7月1日から7月31日までの間に設置している「海の月間」の時期に合わせて、「海難ゼロへの願い」をスローガンに官民の関係者が一体となって、国民の理解を得られる方法により、令和4年度海の事故ゼロキャンペーンを推進することとする。

2 期間

令和4年7月16日（土）から31日（日）までの16日間

3 主催

（公社）日本海難防止協会、（公財）海上保安協会、海上保安庁

4 後援

総務省、スポーツ庁、水産庁、国土交通省、海難審判所、気象庁、運輸安全委員会、（公財）日本海事センター

5 協賛

別紙のとおり

6 運動方針

(1) 重点事項

第十一次交通安全基本計画等に鑑み、令和3年度からの5か年計画の重点事項は次のとおり。

- ① 小型船舶の海難防止
- ② 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
- ③ ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保
- ④ ふくそう海域等の安全性の確保

(2) 推進項目

①「小型船舶の海難防止」に関する推進項目

イ プレジャーボートの発航前検査の徹底及び整備事業者等による定期的な点検整備の推奨

プレジャーボートによる船舶事故は全体の約6割を占め、特に機関故障の割合が高い傾向にあることから、発航前検査の徹底を図るとともに整備事業者等による定期的な点検整備の重要性について、積極的に周知啓発し、運航者の安全意識の向上を図る。

ロ 漁船の適切な見張りの徹底

漁船の船舶事故は衝突によるものが最多であり、その原因是、見張り不十分によるものが最多である。また、死者・行方不明者を伴う船舶事故も半数以上を漁船が占めていることから、適切な見張りの徹底を図る。

ハ 多様化・活発化するウォーターアクティビティの安全対策

近年、カヌー・SUP等のウォーターアクティビティが多様化・活発化しており、そのうち小型船舶操縦士免許や検査が不要なものについては、海に関する基礎知識が少ない者が利用していることもあるから、ウォーターアクティビティごとに安全情報等を記した総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」の普及啓発やリーフレットの配布、動画、SNS等を用いた情報発信等を積極的に行い、ウォーターアクティビティ愛好者の安全意識の向上を図る。

ニ 海の安全情報を利活用した啓発

プレジャーボートや漁船等の操縦者、海水浴や釣り等のウォーターアクティビティ愛好者に対して、気象・海象の現況、気象庁が発表する気象警報・注意報等を海の安全情報にて発信することで、安全意識の向上を図る。

②「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」に関する推進項目

貨物船やタンカー等の大型船舶による衝突海難を防止するため、常時適切な見張りの徹底や船舶間のコミュニケーションの促進にかかる意識の啓発を図る。

イ 常時適切な見張りの徹底

相手船の存在を認識しているにも関わらず、不適切な進行により衝突に至る事故が多いことから、BRMの徹底を図るとともに、船員間にて互いに確認し、常時適切な見張りの徹底を図る。

ロ 船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握する

ことで、適切な操船を行う。

- ・早めに相手船にわかりやすい動作をとる
- ・VHFや汽笛信号等を活用する
- ・AIS情報を活用するとともに、正しい情報を入力する

ハ 漁ろう中の船舶との衝突防止

漁ろう中の船舶は、投揚網、漁場移動等に伴い急な発進・停止等不測の動きをする場合があることから、特に動静に留意し、早期かつ大幅な避航を心掛ける。

③「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」に関する推進項目

海中転落した乗船者の安全を確保するために、①海上に浮く②連絡手段を持つ③速やかな救助要請という3点が必要不可欠であることから、プレジャーボート、漁船、遊漁船に対し自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」や「NET118」の有効活用）に関する周知徹底を図る。

さらに、事故発生時等に速やかな救助要請及び救助へつなげるため、家族や友人・仲間等に目的地や帰宅時間を事前に伝え、現在位置を定時連絡することも有効な自己救命策であると周知する。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年2月1日から小型船舶に乗船する者へのライフジャケットの着用義務範囲が拡大されたことも踏まえて、ライフジャケットの着用徹底を推進する。

④「ふくそう海域等の安全性の確保」に関する推進項目

異常気象等に起因する船舶事故を防止するための制度について、リーフレットやHP（走錨事故防止ポータルサイト）を活用し、本制度の理解促進を図るとともに、最新の気象・海象情報の入手など事故防止に係る取組の徹底を図る。

7 実施体制

（1）中央の実施体制

中央においては、全国海難防止強調運動実行委員会（以下「実行委員会」という。）が推進する。

（2）地方の実施体制

① 地方においては、地方の関係機関、海事・漁業関係団体等で構成する連絡会議が推進する。

② 連絡会議は、管区海上保安本部所在地に地方連絡会議を、海上保安（監）部の所在地に地区連絡会議をそれぞれ設置する。

ただし、管区海上保安本部所在地にあっては地方連絡会議のみの設置とすることができる。

③ 各連絡会議の事務局は、地方連絡会議にあっては海難防止団体又は海上保安協会の地方本部等に、地区連絡会議にあっては海難防止団体又は海上保安協会の地方支部等にそれぞれ置く。

8 実施事項

(1) 中央の実施事項

実行委員会は協賛団体等に協力を求め、次の事項を実施する。

- イ 関係団体の地方支部、傘下会員等への周知、各種行事への積極的参加の働きかけを行うとともに、各団体特有の運航実態や海難の発生状況を踏まえ、自主的な推進項目を定め、自主運動を促進、活性化。
- ロ 関係団体の地方支部、傘下会員等の広報誌やホームページへの掲載等による本運動の広報の実施。
- ハ 海の事故ゼロキャンペーン用ポスター及びリーフレットを作成し、協賛団体、地方連絡会議及び地区連絡会議等の関係先に配布することによる広報の実施。

(2) 地方の実施事項

連絡会議は、次の事項を参考に地域的特性を勘案して本計画にて定める推進項目のほか必要と認める項目について、具体的実施計画を策定し、新型コロナウィルス感染拡大防止対策を勘案のうえ運動を推進する。

① 広報活動

海難防止にかかる理解を広く浸透させるため、国民に対して周知・広報媒体を積極的に活用したPR活動を実施する。

- イ テレビ、ラジオ、新聞、地方自治体の広報誌等を通じた本運動の広報の実施。
- ロ 連絡会議の構成員及び傘下会員等の発行する新聞、広報誌等による本運動の広報の実施。
- ハ 官公署、駅構内、海図販売店、マリーナ、漁協等国民の目に付きやすい場所へのポスターの掲示。
- ニ 官公署、フェリー・旅客船乗り場や船内、マリーナ等における場内放送等による本運動の趣旨の周知。
- ホ ホームページ、海の安全情報、電光表示板等を利用した本運動の周知。
- ヘ 海の相談室（臨時に開設するものを含む）へのポスターの掲示、関連する各種パンフレット・リーフレットの備え付け、自己救命策確保関係の展示等による本運動の周知。
- ト 海難の発生状況に係る広報の積極的な実施

② 安全に関する指導、教育、訓練

- イ 訪船・現場指導、海難防止講習会、海上安全教室、人命救助訓練等を積極的に実施する。なお、各種行事の実施にあたっては、事故防止、公衆衛生対策に万全を期すものとする。
- ロ 連絡会議の構成員及び傘下会員等を通じた重点事項をはじめとする安全確保についての周知、指導。

9 効果評価の実施等

- (1) 主催は、本運動の海難防止に対する効果評価をできる限り数値的に行い、的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう検証に努め、必要な見直しを行うこととする。
- (2) 実行委員会の各委員は、所属する団体の海の事故ゼロキャンペーン期間中に実施した独自の活動について、実行委員会に報告する。

協賛団体

- (一社) 海外まき網漁業協会
外航船舶代理店業協会
外国船舶協会
(一財) 海上災害防止センター
(公財) 海難審判・船舶事故調査協会
(一社) 海洋調査協会
(公社) 関東小型船安全協会
(公財) 漁船海難遺児育英会
漁船同盟連絡協議会
国際商業会議所日本委員会
石油連盟
船員災害防止協会
(一社) 全国いか釣り漁業協会
(一社) 全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会
全国海運組合連合会
全国漁業協同組合連合会
(一社) 全国漁業無線協会
(一社) 全国近海かつお・まぐろ漁業協会
全国さんま棒受網漁業協同組合
(一社) 全国底曳網漁業連合会
全国内航タンカー海運組合
全国内航輸送海運組合
(一社) 全国まき網漁業協会
全日本海員組合
全日本内航船主海運組合
(一社) 大日本水産会
(一財) 中央漁業操業安全協会
(公社) 燈光会
内航大型船輸送海運組合
日本ウインドサーフィン協会
日本遠洋旋網漁業協同組合
(一社) 日本外航客船協会
(一財) 日本海事協会
(一社) 日本海事検定協会
(公財) 日本海事広報協会
- (公社) 日本海洋少年団連盟
(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会
(一財) 日本気象協会
日本漁船保険組合
(一社) 日本港運協会
(一財) 日本航路標識協会
(公社) 日本港湾協会
日本小型船舶検査機構
(一社) 日本作業船協会
(一社) 日本マリン事業協会
(公財) 日本殉職船員顕彰会
(一社) 日本新聞協会
(公社) 日本水難救済会
(一財) 日本水路協会
(一社) 日本船主協会
(一社) 日本船長協会
(一財) 日本船舶職員養成協会
日本船舶代理店協会
(一社) 日本船舶品質管理協会
(一社) 日本造船工業会
(一社) 日本損害保険協会
(一社) 日本鉄鋼連盟
(一社) 日本長距離フェリー協会
(一社) 日本舶用機関整備協会
日本内航海運組合総連合会
日本水先人会連合会
日本放送協会
(一社) 日本旅客船協会
(一社) 日本マリーナ・ビーチ協会
(一社) 日本民間放送連盟
(公財) 日本セーリング連盟
(一社) 日本トロール底魚協会
北部太平洋まき網漁業協同組合連合会
NPO法人 PW安全協会